

廃棄物受け入れから溶融スラッグの製造・出荷まで

# 全産廃連が品質管理マニュアル

## JISより厳しい基準を

全国産業廃棄物連合会はこのほど、「産業廃棄物を含む溶融スラッグに関する品質管理マニュアル」を取りまとめた。2006年7月に一般廃棄物由来の溶融スラッグのJIS規格が制定されたが、産業廃棄物由来溶融スラッグはJISの対象外となった。その後同連合会では「産業廃棄物由来溶融スラッグJIS化に係る調査報告書」をまとめるなど、産廃由来スラッグに関する調査を進めてきた。今回のマニュアルは、安定した品質のJIS規格に準拠した産廃由来スラッグを製造することはもちろん、廃棄物の受け入れから溶融スラッグの製造・出荷管理に至るまでの品質を適正に管理することを目的に作成された。

スラッグ製造時の品質管理「産廃由来スラッグ製造後の出荷管理」の4章で構成されている。スラッグの品質基準そのものについては一産廃由来スラッグのJIS規格に準拠することを前提としている

が、一部では上乗せ基準も適用している。JIS規格では出荷前に試験値が基準値に適合していることを確認することを求めているが、同マニュアルでは試験値が基準値に適合していることを確

認してから出荷するとしている。また、有害物質の含有量に係る基準もJISよりも厳しいものとしている。

今後、同連合会では今回のマニュアルを溶融処理を実施する会員などに配布し、産廃由来溶融スラッグの利用促進を図っていく考え。今後産廃由来スラッグの利用実績が増えて来れば、将来的には改めてJIS化検討の動きにもつながっていくであろう。

産廃由来スラッグがJIS規格の対象外となった理由としては、産廃由来スラッグの安全性や安定性の品質データが不十分で、データで産廃由来スラッグの品質が一産廃由来スラッグに劣らないことを示せなかったことが考えられる。

会を設置して調査等を進めてきた。

当初は廃棄物の受け入れ時を重視していたが、調査を進める過程で産廃由来スラッグを使用して事故が発生する事態が発見した。結局品質の問題があったわけではなく、使用用途に問題があったのだが、こうした事故が起きると産廃由来スラッグのイメージが悪くなる可能性もあることから、出荷後の管理も重要と考え、マニュアルに盛り込むこととした。

同マニュアルは「総則」「廃棄物受け入れ時の品質管理」「産廃由来

平成21年9月30日  
環境新聞